



別紙（陳情第138号）

北九州市議会会議規則（案）

改正案

（離席）

第144条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

という規定に、第2項及び第3項として次のとおり追加修正を求める。

- 2 議長は、同一会期中7割以上出席しなかった議員について、その理由とともに、これをマスコミやホームページや市議会だよりなどに公開する。なお、秘書等が議会を直接傍聴している場合は、申請等によりこれを確認し、あわせてこれを公開する。
- 3 議長は、同一会期中7割以上出席しなかった議員が、前の同一会期中にも7割以上出席しなかった場合は、第149条に基づき、議員が規律を乱していないかどうかにつき、これを執り行う。